

2025 年 4 月吉日

町会員各位

民生委員・児童委員の改選：補充について
— 本年 12 月に新たな任期が始まります —

陽春の候、皆さまには益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より町会活動のご支援・ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、首題の件本年 12 月から新たな任期が始まります。現在、小松町には 5 名の方に民生委員をお願いしております。日々、「地域の見守り役」として活躍頂いております。ここで、改めて御礼申し上げたいと思います。しかし、本年の改選に中り、2 名の方が退任される予定になっております。

そこで、新たな民生委員の方を募集しております。その任務に於いては特に資格や専門知識は必要ありません。「専門機関へのつなぎ役」としての役割が主なものになります。実際の活動に当たっては、行政はもちろん、先輩委員の方々よりのアドバイスや支援も頂けます。

詳細は、裏面をご覧くださいご検討をお願い致します。

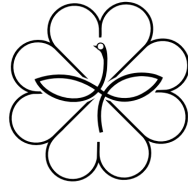
下記担当まで、遠慮なくお問い合わせください。お待ちしております。

担当：小松地区長 廣瀬 房男（090-4739-2463）

または、各ブロック長（副地区長）までお問い合わせください。

敬具

支えあう 住みよい社会 地域から



民生委員・児童委員を 募集しています！

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。

それぞれの地域において、住民から様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けることができるよう、地域専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

こんな方を探しています！

- 地域に貢献したい
- 福祉活動に興味がある
- 仕事・子育ての経験を活かしたい
- 人とお話しすることが好き



民生委員・児童委員の主な活動

- 1 社会調査 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- 2 相談 地域住民が抱える課題について相手の立場にたち、親身になって相談に乗ります。
- 3 情報提供 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報 住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。
- 5 調整 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6 生活支援 住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- 7 意見具申 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関等に意見を提起します。

Q&A

Q：活動期間はどのくらいですか？

A：任期は3年です。現在の民生委員の任期は令和7年11月30日までで、再任も可能です。

Q：資格は必要ですか？

A：地域の「つなぎ役」であり、専門職ではないため、資格や専門知識は不要です。



お問い合わせ

初めての
方でも
安心です

茨城県福祉部福祉政策課

029-301-3157

詳細は県のホームページからも
ご覧いただけます！

